



河川課からの情報提供

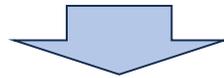
宮崎県河川課



- 特定都市河川について
- 一級水系における取組の紹介
 - (1)流域治水プロジェクト2.0
 - (2)水害リスクの自分事化

流域治水を進めるための有効なツールである特定都市河川

- 流域治水を効果的に進めていくためには、法的バックアップや財政支援が不可欠
- 法的バックアップや財政支援の新規施策は、ほとんどが「特定都市河川」の指定を前提としたものとなっている
- 流域治水を実践していくためには、必須ではないが、ある程度「特定都市河川」の指定は視野に入れておいた方がベター



「特定都市河川」の概要と受けられる法的バックアップ、財政的支援（新規施策）の紹介



特定都市河川ポータルサイト（国土交通省）



審査・申請に関する技術指針等資料



リーフレット、パンフレット等



調節池計算システム
Ver 2.0
令和5年10月

特定都市河川について

（令和6年3月29日時点）
 特定都市河川浸水被害対策法の平成16年5月施行以降、
24水系327河川 が指定済み

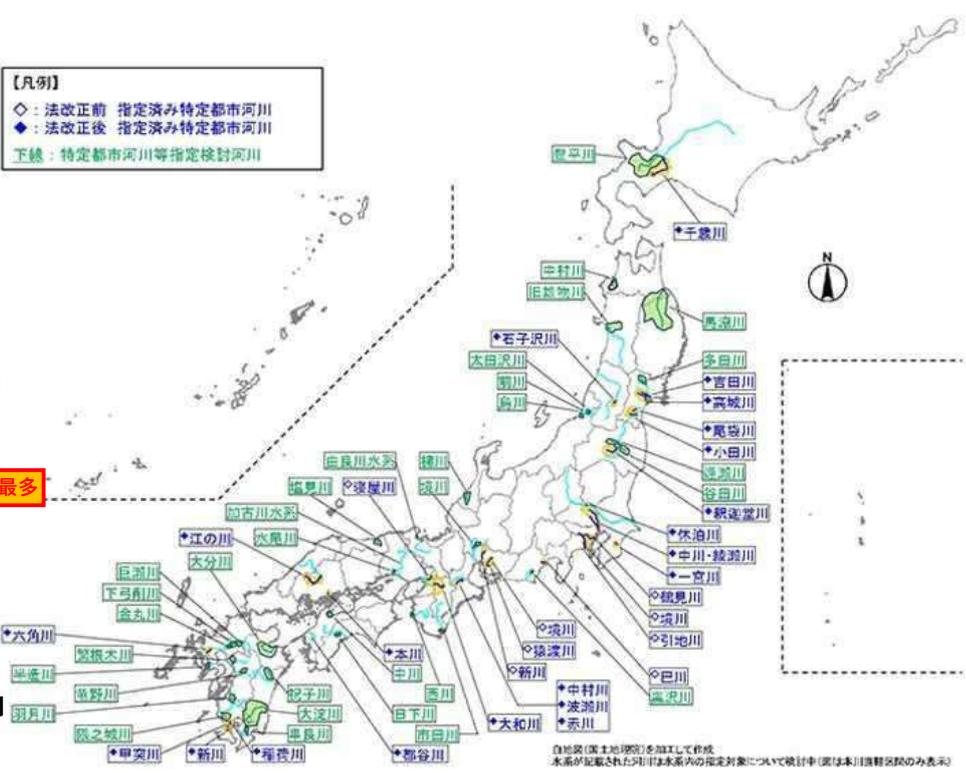
改正法の令和3年11月改正全面施行以降、
16水系263河川 が指定済み
 ▶ 令和5年度の指定数は過去最多

特定都市河川の取組状況（令和6年3月29日時点）

指定済み 24水系327河川

- 法改正後 16水系263河川 約2年間
 （令和3年11月1日 改正法全面施行）
- R5年度 11水系159河川** ← 過去最多
- R4年度 4水系86河川
- R3年度 1水系18河川

法改正前 8水系64河川 約17年間
 （平成15年6月11日公布）
 （平成16年5月15日施行）



自然院（国土地理院）を加工して作成
 水系が記載された河川は水系内の指定対象について検討中（又は未川道状況のみ表示）

特定都市河川について

1. 特定都市河川の指定によりできるようになること

- ① **ハード対策の加速化**（河川事業・下水道事業）
- ② **流域開発による雨水流出の増加を抑制** → **雨水浸透阻害行為の許可**
- ③ **流域の貯留・浸透機能の向上による流出量の抑制** → **雨水貯留浸透施設の整備**
- ④ **貯留機能を持つエリアの保全** → **保全調整池の指定** **貯留機能保全区域の指定**
- ⑤ **水害リスクを踏まえた土地利用** → **浸水被害防止区域の指定**

2. 特定都市河川の指定による支援策

- 流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設の整備において、地方公共団体や認定民間事業者等へ**補助金拡充・税制優遇**
 - ・ 国庫補助率：1/3 → **1/2**
 - ・ **固定資産税の軽減**（3年間）
市町村の条例で定める割合
（1/6～1/2の範囲）
- 貯留機能保全区域に指定された土地に係る**固定資産税及び都市計画税を市町村の条例で定める割合へ軽減**（3年間）
（2/3～5/6の範囲）
- 浸水被害防止区域に係る制度拡充
 - ・ 防災集団移転促進事業
 - ・ 災害危険区域等建築物防災改修等事業
 - ・ かけ地近接等危険住宅移転事業



特定都市河川について

雨水浸透阻害行為の許可

○ 宅地等以外の土地で行う一定規模(1,000m²※)以上の雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)は対策工事(雨水貯留浸透施設の設置)が必要。
 ※都道府県等の条例で500m²以上1,000m²未満とする範囲内で別に定めることができる。

許可の対象となる雨水浸透阻害行為

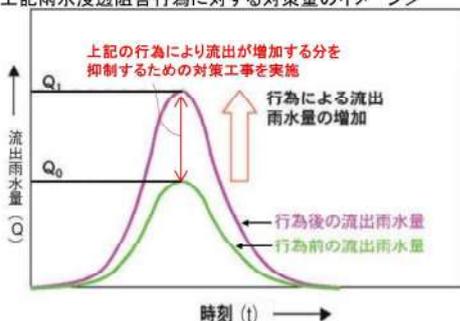
許可の対象となる雨水浸透阻害行為として、以下の4つの行為を規定している。

- 1) 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



- 2) 土地の舗装 例) 農地の駐車場への改変
- 3) 排水施設を伴うゴルフ場、運動場等の設置
- 4) ローラー等により土地を締め固める行為

<上記雨水浸透阻害行為に対する対策量のイメージ>



<対策工事の事例: 建物の地下に雨水貯留施設を設置>



特定都市河川について

雨水浸透阻害行為の許可の要否に係る一覧及びケーススタディ

行為後の土地利用	行為前の土地利用										
	告示別表1 (宅地等)			告示別表2 (舗装された土地)		告示別表3 (土地からの流出雨水を増加させるおそれのある行為に係る土地)		別表5 (別表1~3以外の土地)			
	宅地	池沼・水路・ため池	道路	鉄道線路	飛行場	コンクリート(法面除く)	コンクリート(法面)	ゴルフ場、運動場類※	締められた土地	山地	人工植生法面
宅地	法30条第1号に該当する行為 宅地等にするために行う土地の形質の変更										
池沼・水路・ため池											
道路	令7条第2号の規定により舗装された土地における行為は許可を要しない										
鉄道線路											
飛行場	法30条第2号に該当する行為 土地の舗装 (コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うこと)										
コンクリート(法面除く)											
コンクリート(法面)	令8条第1号に該当しない		令8条第1号に該当する行為		令8条第2号除外規定により該当しない		令8条第2号に該当する行為				
ゴルフ場、運動場類※	法30条各号に規定する雨水浸透阻害行為に該当しない										
締められた土地											
山地											
人工植生法面											
林地・耕地・原野類											

※雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る

告示：流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示(平成16年国土交通省告示第521号)

ケース	該当	備考
ため池を埋め立てて、宅地として造成する	×	ため池は「宅地等」に含まれる
未舗装道路を舗装する	×	道路は舗装、未舗装に関わらず「宅地等」に含まれる
森林に排水施設を伴わないゴルフコースを設置する	×	排水施設を伴うゴルフ場の場合は該当する
水田を整地して、未舗装駐車場として造成する	○	土地を締め固める行為に該当する
未舗装駐車場を舗装する	○	締め固められた土地での舗装に該当する
公共事業として農林地等において舗装を行う	○	事業の目的や主体によらない(行為の内容に着目)
農地を底面をコンクリートで覆った農作物栽培高度化施設にする	○	土地の舗装に該当する
森林を伐採した上で、太陽光発電施設を設置する	○	土地の宅地化に該当する

○：雨水浸透阻害行為であり、許可を要する

×：雨水浸透阻害行為でなく、許可を要しない



解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン 令和5年1月 (Ver.1.0) 6-8 表6-2を一部加筆

特定都市河川について

雨水浸透施設整備の整備促進(地方公共団体への法定補助制度・民間事業者等による計画認定制度)

気候変動による降雨量の増加を勘案し、特定都市河川流域において、**地方公共団体や民間事業者等の流域関係者が一体となって、追加的な雨水浸透や貯留に係る取組を一層促進する必要。**

【改正概要】

① 地方公共団体に対する法定補助制度や国有財産の活用制度創設

流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設を設置する地方公共団体(河川管理者及び下水道管理者を除く)に対し、法定補助制度を創設。また、普通財産である国有地の無償貸付又は譲与を措置

② 民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る認定制度創設

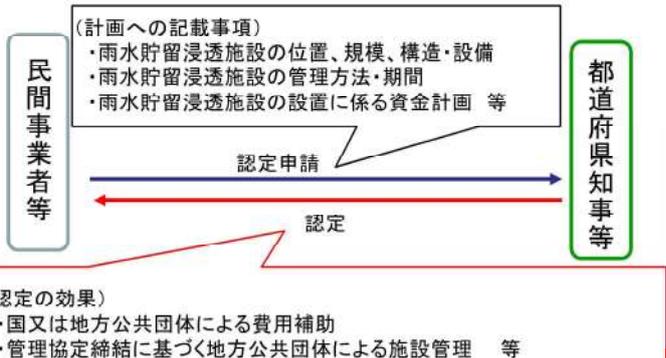
民間事業者が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度を創設。認定事業者への施設設置費用に係る法定補助、地方公共団体による管理協定制度等を措置

【①地方公共団体に対する法定補助制度等の概要】

- 【主体】 地方公共団体(河川管理者及び下水道管理者を除く)
- 【対象事業】流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設の設置に係る事業
- 【補助率】 1/2 ※補助率は政令で規定
- 【その他】 国有地の無償貸付または譲与



【②民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の概要】



特定都市河川について

保全調整池の指定

- 一定規模(100m³※)以上の防災調整池を保全調整池として都道府県知事等が指定し、機能を阻害するおそれのある行為(埋立て等)に対する届出を義務づけ。都道府県知事等は必要に応じて助言・勧告。
※都道府県等の条例で引き下げ可能。
- 流域内住民等が雨水貯留浸透に自ら務める等の努力義務が規定。

(2) 保全調整池に係る行為の届出

既存防災調整池を保全調整池として指定できる。

埋立てのように、**機能を阻害するおそれのある行為**は知事等への届出義務



従前の防災調整池



埋め立て後の状況

* 雨水浸透阻害行為と同様に標識を設置する

(3) 保全調整池に係る管理協定

地方公共団体が所有者と協定を締結して**管理できる**。

(4) 流域内住民等の努力義務

雨水貯留浸透に**自ら努力**。河川管理者等の措置に**協力**。

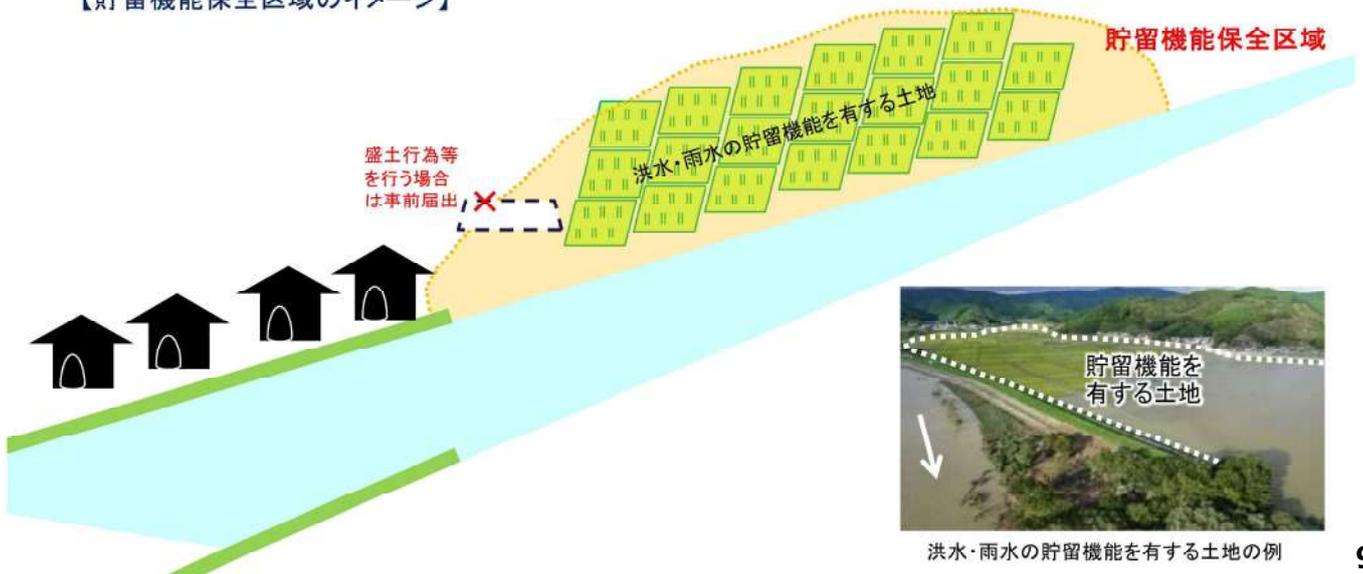
8

特定都市河川について

貯留機能保全区域

- 河川沿いの低地や流域内の窪地など、過去より保全されてきた**浸水の拡大を抑制する効用を保全するため**、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、**都道府県知事等(政令市長、中核市長)**が、市町村長からの意見を聴取し、**土地の所有者の同意**を得た上で、**貯留機能保全区域として指定**することができる。
- 区域内の土地において**盛土、塀の設置等**を実施する場合、事前に都道府県知事等に**届出**しなければならない。都道府県知事等は届出に対して**必要な助言又は勧告**をすることができる。
- 都道府県知事等は市町村長や土地の所有者の意見聴取により指定を解除することができる。

【貯留機能保全区域のイメージ】



洪水・雨水の貯留機能を有する土地の例

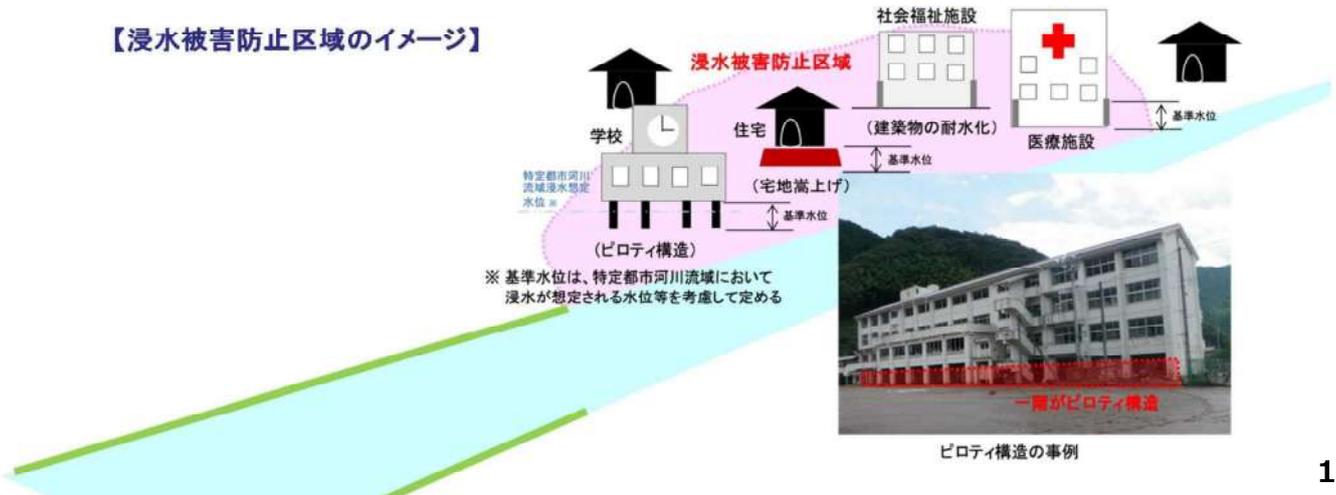
9

特定都市河川について

浸水被害防止区域

- **高齢者等の要配慮者の方をはじめとする人の生命・身体を保護するため**、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域を、**都道府県知事が市町村長からの意見聴取等を実施した上で、「浸水被害防止区域」として指定し、開発規制・建築規制を措置することができる。**
- 開発規制については、**住宅(非自己)・要配慮者施設等の盛土・切土等を伴う開発行為**を対象に、洪水等に対する土地の安全に必要な措置が講じているか**事前許可**が必要。
(あわせて都市計画法における開発の原則禁止の区域(レッドゾーン)に追加。また防災集団移転促進事業の移転対象区域に追加。)
- 建築規制については、**住宅(自己・非自己)・要配慮者施設等の建築行為**を対象に、居室の床面を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の**事前許可**が必要。
- なお、河道又は洪水調節ダムの整備の実施などにより指定を解除することができる。

【浸水被害防止区域のイメージ】



特定都市河川について

水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり (浸水被害防止区域に係る制度)

水災害リスクを踏まえた重層的な取組みにより、安全なまちづくり・住まいづくりを推進する。

水災害の危険性の高い地域を示す

- 従来の浸水範囲に加え、土地の浸水頻度をわかりやすく図示した「水害リスクマップ」を新たに整備し、居住誘導や住まい方の工夫等を促進



水害リスクマップの例

水災害の危険性の高い地域の 居住を避ける

- 災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止
※新たに、病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を原則禁止 (R4.4~)
- 災害レッドゾーンにおける高齢者福祉施設の新設を原則補助対象外とする (R3年度※~) ※厚生労働省予算
- 災害レッドゾーンを居住誘導区域から原則除外 (R3.10~)

水災害の危険性の高い地域に 居住する場合にも命を守る

- 浸水被害防止区域 (災害レッドゾーンの1つ) 制度を創設 (R3.11~) 住宅・要配慮者利用施設の新設における事前許可制を導入
- 既存の住宅等の浸水対策 (嵩上げ等) を支援 (R4年度~)

水災害の危険性の高い地域からの 移転を促す

- 被災前に安全な土地への移転を推進
一居住者がまとまって集団で移転する制度※の活用 (R3.11~)
※防災集団移転促進事業
住宅団地の整備・住居の移転等の費用について、約94%を国が負担 (地方財政措置含む)
最小移転戸数を10戸→5戸に緩和 (R2年度~)
一個別住宅を対象とした移転を支援 (R4年度~)

居住を避ける取組

開発の原則禁止

- 災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止
- ※病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を新たに原則禁止とする (R4.4~)

高齢者福祉施設の新設への補助要件の厳格化

- 特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設について、災害レッドゾーンにおける新規整備を補助対象から原則除外
<厚生労働省にてR3年度より運用開始>

(参考) 災害レッドゾーン

- ・浸水被害防止区域 (R3.11施行)
- ・災害危険区域 (崖崩れ、出水等)
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域

市街化調整区域内の開発許可の厳格化

- 市街化調整区域内で市街化区域と同様の開発を可能とする区域※から災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンを原則除外 (R4.4~)

(参考) 災害イエローゾーン

- ・浸水想定区域 (土地利用の動向、浸水深(3.0mを目安)等を勘案して、洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る)
- ・土砂災害警戒区域

居住誘導区域から原則除外

- 災害レッドゾーンを立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外

居住する場合にも命を守る・移転を促す取組

浸水被害防止区域における安全措置 (特定都市河川浸水被害対策法)

- 住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認
一住宅(非自己)・要配慮者施設の土地の開発行為について、土地の安全に必要な措置を講ずる
一住宅・要配慮者施設の建築行為について、
・居室の床面の高さが基準水位以上
・洪水等に対して安全な構造とする

被災前に安全な土地への移転を推進 (防災集団移転促進事業)

- 災害危険区域に加え、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域を追加
- 最小移転戸数を10戸→5戸に緩和 (がけ地近傍等危険住宅移転事業)
- 災害危険区域等に加え、浸水被害防止区域等を追加 <R4年度予算より>

既存の住宅等の浸水対策 (嵩上げ等) を支援 (災害危険区域等建築物防災改修等事業)

- 災害危険区域等に加え、浸水被害防止区域を追加 <R4年度予算より>

浸水被害防止区域から被災前に安全な土地への移転が可能となる

特定都市河川について

防災集団移転促進事業（浸水被害防止区域に係る制度）

災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るため、住居の集団的移転を促進することを目的とし、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助

【事業の概要】 施行者 市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく） 移転元地（移転促進区域） 自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域（※） ※災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域 移転先（住宅団地） 5戸以上（※）かつ移転しようとする住居の数の半数以上 ※ただし、災害ハザードエリア外からの移転については10戸以上	【国庫補助の対象となる主な経費】（補助率 3/4） ① 住宅団地の用地取得及び造成 （関連して移転する要配慮者施設に係る土地の整備を含む。なお、分譲の場合は補助対象外。） ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助 （住宅ローンの利子相当額） ③ 住宅団地に係る公共施設の整備 ④ 移転元地の土地・建物の買取 （やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限る。） ⑤ 移転者の住居の移転に対する補助 ⑥ 事業計画等の策定に必要な経費（補助率 1/2）
---	--

事業イメージ

補助と地方財政措置をあわせて約94%が国の負担

国庫補助金 3/4	一般補助施設整備等事業債 (充当率90%)	一般財源
-----------	-----------------------	------

元利償還の80%を特別交付税措置

■：国の負担分 ▨：地方の負担分 50%を特別交付税措置

地方財政措置

1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%）、その元利償還金の80%を特別交付税措置。

2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。

※⑥事業計画等の策定に必要な経費についても同様。

※都道府県が実施する場合は、特別交付税措置の対象外。

特定都市河川について

がけ地近接等危険住宅移転事業（浸水被害防止区域に係る制度）

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転に対して支援を行う。

- 補助対象**
- (1) 除却等費
 - 危険住宅の除去などに要する費用で撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等（限度額：975千円/戸）
 - (2) 建設助成費
 - 危険住宅に代わる新たな住宅の建設（購入を含む。）及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額（借入利率：年8.5%を限度）
 - 限度額：【通常】 4,210千円/戸（建物3,250千円/戸、土地960千円/戸）
 - 【特殊地域】 7,318千円/戸（建物4,650千円/戸、土地2,660千円/戸、敷地造成608千円/戸）
 - ※特殊地域～特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域
 - (3) 事業推進経費
 - 事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

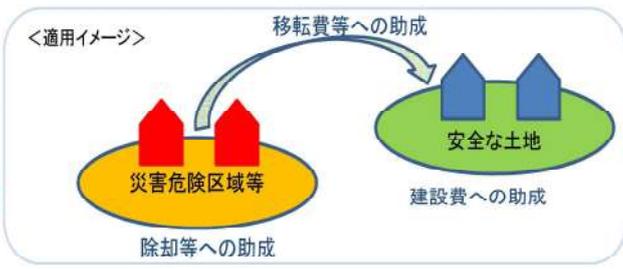
交付率

国：1/2、地方公共団体：1/2

事業実施主体

市町村
 （市町村が事業主体となりたい事情がある場合は都道府県）

- 補助要件**
- (1) 対象地区要件
 - 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（建築基準法第39条第1項）
 - 地方公共団体が条例で建築を制限している区域（建築基準法第40条）
 - 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）
 - 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域（土砂災害防止法第4条）
 - 都道府県知事が指定した浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項） 拡充
 - 地区計画（浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る）の区域（都市計画法第12条の4）
 - 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域（災害救助法第2条） 拡充
 - (2) 対象住宅要件
 - 既存不適格住宅※
 - ※浸水被害防止区域にあっては、許可基準に適合しない既存住宅 拡充
 - 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示[※]等を行った住宅
 - ※ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

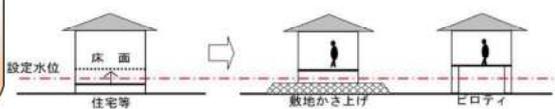


特定都市河川について

災害危険区域等建築物防災改修等事業（浸水被害防止区域に係る制度）

災害危険区域等を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物等の安全性向上のため、災害危険区域（建築禁止エリアは除く）等に存在する既存不適格建築物等について、建築制限に適合させる改修等に対して支援を行う。（注1）

<災害危険区域内における建築制限のイメージ>



住宅		建築物							
計画策定	地方公共団体実施：国 1 / 2	計画策定	地方公共団体実施：1 / 3						
基準適合調査	民間実施：国と地方で 2 / 3 地方公共団体実施 1 / 2	基準適合調査	民間実施：国と地方で 2 / 3 地方公共団体実施：国 1 / 3						
通常支援	重点支援	改修、建替え							
改修、建替え	改修、建替え	対象となる建築物 以下の区域内で地域防災計画において指定された避難所等及び一時集会所等（集合住宅の共同利用施設を含む） ・災害危険区域内の既存不適格建築物（注2） ・浸水被害防止区域内の許可基準に適合しない社会福祉施設等（補充） ・地区計画の区域内の既存不適格建築物（注3）							
対象となる住宅 ・災害危険区域内の既存不適格建築物である住宅（注2）（補充） ・浸水被害防止区域内の許可基準に適合しない既存住宅 ・地区計画の区域内の既存不適格建築物である住宅（注3）	対象となる住宅 要件を満たす災害危険区域内の既存不適格建築物である住宅（注2）	交付率							
交付率	交付率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象建築物</th> <th>交付率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所等</td> <td>民間実施：国と地方で 2 / 3 地方公共団体実施：国 1 / 3</td> </tr> <tr> <td>一時集会所等</td> <td>民間実施：国と地方で 2 3 %</td> </tr> </tbody> </table>		対象建築物	交付率	避難所等	民間実施：国と地方で 2 / 3 地方公共団体実施：国 1 / 3	一時集会所等	民間実施：国と地方で 2 3 %
対象建築物	交付率								
避難所等	民間実施：国と地方で 2 / 3 地方公共団体実施：国 1 / 3								
一時集会所等	民間実施：国と地方で 2 3 %								
補助限度額	補助限度額	補助限度額							
280万円/棟 ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費（増加分）を限度とする ※建替えは改修工事費用相当額に対して助成	改修工事費の8割 ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費（増加分）を限度とする ※建替えは改修工事費用相当額に対して助成	280万円/棟 ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費（増加分）を限度とする ※建替えは改修工事費用相当額に対して助成							
事業期間	対象となる災害危険区域の要件	交付率							
令和3年度～令和7年度 ただし、令和8年度以降の区域指定であっても、令和7年度までに計画策定等した場合は経過措置あり	○令和3年度以降の新規指定区域 ○立地適正化計画における防災指針又は流域治水プロジェクト等※を定めている地方公共団体の既存区域 ※土地利用等に関する対策を記載するもの	補助限度額 280万円/棟 ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費（増加分）を限度とする ※建替えは改修工事費用相当額に対して助成							

(注1) 対象区域における避難に関する取組みが計画等に定められていることを補助要件とする（見直し）
 (注2) 災害危険区域等の条例の規定が施行されることにより既存不適格になる予定の住宅及び建築物を含む
 (注3) 浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る

下線部は令和4年度予算における拡充事項 14

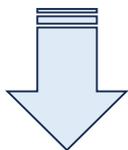
特定都市河川の手続きの流れ

第一段階：●●川流域を特定都市河川に指定

〔指定後に実施すべきこと〕

- ① 雨水浸透阻害行為の許可（県）※ 市に権限移譲している事例あり
- ② 基準降雨量の公示（県）
- ③ 保全調整池の指定（県）

流域治水のひとつの柱である氾濫をできるだけ防ぐ施策として「現状以上に河川への雨水の流出を増やさない」等を進めることができる



流域の国・県・市町村で市町村域ごとの具体的な流域治水メニューの協議を実施

第二段階：●●川流域水害対策計画の策定

〔計画に定める主な事項〕

- ① 計画期間
- ② 目標降雨
- ③ 河川整備に関する事項
- ④ 河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備
- ⑤ 市町村が行う雨水貯留、地下浸透に関する事項
- ⑥ 土地利用に関する事項
- ⑦ 貯留機能保全区域または浸水防止区域の指定の方針
- ⑧ 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置

≒河川整備計画・総合内水計画

流域治水メニューに対して財政支援が可能となったり、区域の指定が可能となる

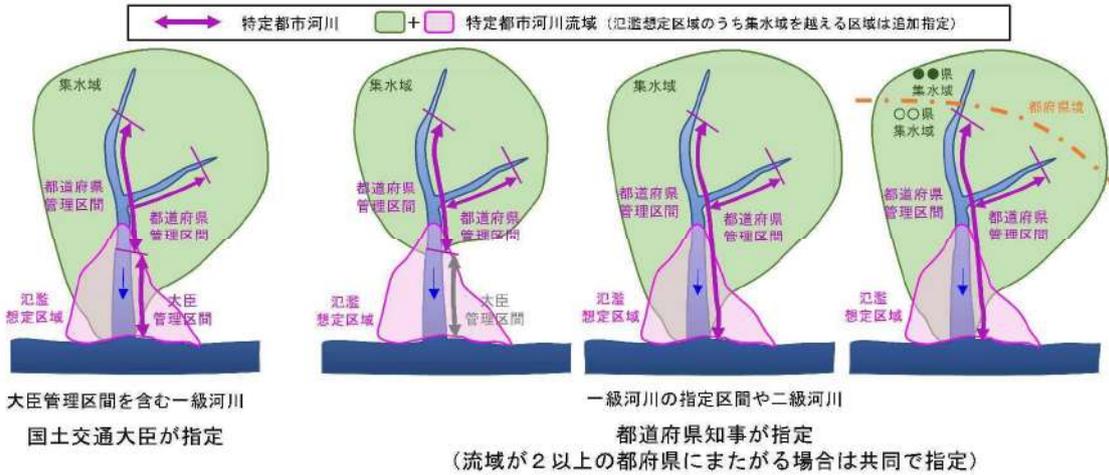
特定都市河川の指定区間

指定区間の考え方

対象：一級河川及び二級河川（準用河川の区間を除く）
下流端：浸水被害の防止の観点から適切に設定 ⇒ 任意に設定可
上流側：流域をすべて指定

※『集水域を超える氾濫想定区域』については、特定都市河川の指定後、流域水害対策計画の検討の際に、必要に応じ特定都市河川の追加指定について検討する
 ※当該区域は雨水浸透阻害行為の許可に係らしめる必要がないことから、許可の対象外とするなど、過度な規制とならないよう留意すること

- ・直轄区間を含む場合：国土交通大臣が指定区間を含めて指定
- ・指定区間または二級河川のみ指定：都道府県知事が指定
- ・2以上の都府県をまたがる場合：当該都道府県知事が共同で指定



解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン 令和5年1月 (Ver.1.0) 2-9 図2-8抜粋

特定都市河川の指定までのスケジュール例

特定都市河川等の指定に向けたスケジュールの例					R6.1.18時点 上段：計画 下段：実績								
分類	項目	根拠	主体	種別	9月	10月	11月	令和5年度 12月	1月	2月	3月	令和6年度 4月	5月
事務	特定都市河川等の指定												
	特定都市河川の指定	法第2条第1項	大臣or知事	義務									
	指定区間の検討												
	特定都市河川の指定										3/12		
	特定都市河川流域の指定	法第2条第2項	大臣or知事	義務									
	流域の検討												
	流域の指定												
	国土交通大臣への同意付き協議	法第3条第7項	知事	義務									
	協議												
	同意												
	市長・下水道管理者への意見聴取	法第3条第9項	大臣or知事	義務									
	流域市町村との調整												
	庁内関係課・振興局との調整												
	意見聴取（指定・基準降雨）												
	指定の公示	法第3条第10項	知事	義務									
リーフレット作成、HP掲載、記者発表等													
民間事業者への説明													
公示（公報等）													
雨水浸透阻害行為の許可等													
基準降雨の公示	令第9条第2項	知事	義務										
検討													
公示（公報等）													
雨水浸透阻害行為の許可	法第30条第1項	知事or市長	義務										
申請書様式、マニュアルの作成													
規則制定（許可手続きに必要な事項等）													
許可業務													
工事完了の検査	法第38条第1項	知事or市長	義務										
標識の設置	法第38条第3項	知事or市長	義務										
条例の制定													
設置業務													
流域水害対策協議会													
都道府県流域水害対策協議会の組織	法第7条第1項	共同	任意										
流域水害対策計画の指定													
流域水害対策計画の策定	法第4条第1項	共同	義務										
国土交通大臣への同意付き協議	法第4条第4項	共同	義務										
学識経験者への意見徴収	法第4条第5項	共同	任意										
住民意見を反映させるための措置	法第4条第6項	共同	任意										
計画の公表	法第4条第6項	共同	義務										
議会	県議会 市議会												
流域治水協議会													

※共同：河川管理者、知事、市長、下水道管理者

雨水浸透阻害行為の許可に対するメリット・デメリットの例

【第一段階】特定都市河川の指定が必要

【第二段階】流域水害対策計画の策定が必要

支援・取組名	取組	支援・取組内容	メリット	デメリット
① 開発による雨水浸透阻害行為に対する規制	必須	<ul style="list-style-type: none"> 現在の開発行為では開発面積 10,000 m²以上で義務付けている流出抑制の規定が、建築を伴わないものを含むすべての雨水浸透阻害行為で 1,000 m²以上が流出抑制の規制対象となる。 (例: 農地→駐車場、林地→駐車場、資材置場→宅地) ※開発により現状の流出量より増える部分の抑制 ※市では開発行為件数は年間 5~6 件 ※指定された河川のうち、国が調査した 8 河川で過去 3 年間に雨水浸透阻害行為に該当した年平均の件数は約 80 件程度 	<ul style="list-style-type: none"> 雨水の流出抑制 河川の水位上昇リスク減 宅地→宅地は規制対象外であるため既存の宅地で開発が進む可能性がある 太陽光などの無秩序な開発への指導が可能 開発に伴う後追いつ的な道路整備(公共)が減少 	<ul style="list-style-type: none"> 民間等の開発時に流出抑制に関する費用負担と手続の増加に加え、事業の長期化で民間開発の足かせになる 公共事業でも事業費が増加
② 河川事業の加速化(予算の重点化)	-	<ul style="list-style-type: none"> 国の予算化においても「重点化」されるため、他県よりも予算措置が優遇される 	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者による河川改修や河道掘削の推進 重点予算による浸水被害の早期解決 	<ul style="list-style-type: none"> 他事業の予算配分減少
③ 計画策定の財政支援	-	<ul style="list-style-type: none"> 県、市町が指定後に「流域水害対策計画」を策定するのに要する調査・検討費用を支援(R5 年~5 年間の時限) 	<ul style="list-style-type: none"> 費用負担の軽減 ハザードの明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 事務量の増加
④ 貯留浸透機能の向上(雨水貯留浸透施設整備計画の認定)	任意	<ul style="list-style-type: none"> 現在の流出量以上の雨水を貯留・浸透させる施設の整備に対する支援(公共・民間) 自己負担が 1/4(国 50%、県 25%) ※開発により現状の流出量を更に減らす部分に対する補助 	<ul style="list-style-type: none"> 雨水の流出抑制 河川の水位上昇リスク減 企業が流出抑制対策をしやすくなる 補助率が高い 公共・民間問わず財政支援 固定資産税 2/3 減免 	<ul style="list-style-type: none"> 任意であるため効果が不明 補助はあるが費用負担は増える 補助金取扱窓口が増加
⑤ 貯留機能保全区域の指定	任意	<ul style="list-style-type: none"> 河川沿いなど、現在冠水しているエリア(水田等)を貯留機能保全区域に指定することで開発を抑制し既存の保水機能を保つ 	<ul style="list-style-type: none"> 冠水エリアを現状の冠水する状態のまま保全できる 固定資産税と都市計画税 1/4 減免 排水ポンプ車の購入が可能(冠水した水を素早く出す用途) 	<ul style="list-style-type: none"> 土地の評価が下がる 不動産業からクレーム 指定された河沿いの農地の開発不可
⑥ 浸水被害防止区域の指定(レッドゾーン)	任意	<ul style="list-style-type: none"> 浸水被害防止区域(災害レッドゾーン)に指定することで居住等を抑制(自己用住居除く)することや、新築の場合は建築高さ等の制限が可能 5 戸以上(※)で集団移転の財政的支援もある(※)土砂災害警戒区域等は 10 戸以上 	<ul style="list-style-type: none"> 災害リスクを軽減 無秩序な住宅開発の抑制 集団移転する場合、移転費用の 94%を国負担(建築費は自己負担で住宅ローンの利子補給) 	<ul style="list-style-type: none"> 土地の評価が下がる 不動産業からクレーム 既存家屋・企業にメリットがない 空き家が増え地域コミュニティ低下
その他	-		<ul style="list-style-type: none"> 対策が進めば、災害に強いまちとしてアピールできる 	<ul style="list-style-type: none"> これから進出する企業に「水害の多いまち」という負のイメージを与える(BCP 対策を考慮して候補地を検討する企業が増えている)

雨水浸透阻害行為の具体的な対策事例

※佐賀県の降雨強度を参考

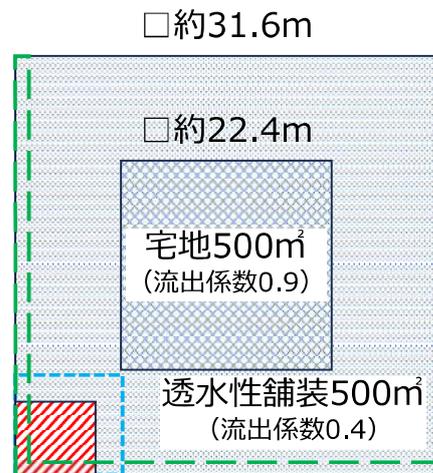
- 耕地1,000m² (流出係数0.2)
⇒宅地500m² (流出係数0.9)
⇒透水性舗装500m² (流出係数0.4)
に変更する場合の事例を検証

- 調整池容量計算システム (Excel版) Ver2.0で計算すると

➡ 必要な貯留施設は約33m³

すべて宅地とした場合は、約60m³必要

<イメージ図>



$6\text{m} \times 5.5\text{m} \times 1.0\text{m} = 33\text{m}^3$ (3%)
 $8\text{m} \times 7.5\text{m} \times 1.0\text{m} = 60\text{m}^3$ (6%)
 $0.5\text{m} \times 31\text{m} \times 2 \times 1.0\text{m} = 31\text{m}^3$ (側溝等)

※計算は概略値ですので、実際とは異なる場合があります



調整池容量計算システム

Q. 雨水浸透阻害行為の許可の審査窓口は？

A. 基本的には県を想定しておりますが、市に権限移譲している事例もあります。
なお、都市計画法や森林法に基づく開発行為の許可はこれまでどおり必要です。

Q. 事業者が行う雨水貯留浸透施設の整備に対する補助は？

A. 特定都市河川の指定後、流域水害対策計画を策定し、事業者が申請する「雨水貯留浸透整備計画」を認定することで、補助の対象とすることができます。
なお補助の対象は、対策に必要な量を超える部分のみとなります。

Q. 特定都市河川の指定に伴う新たな規制に対する周知方法は？

A. 特定都市河川を指定するにあたっては、適切な手段により周知（例えばリーフレットを作成し県のHPへ掲載、記者発表など）することとしておりますが、申請者の視点から考えると既存の開発行為許可との違いなどわかりづらい部分もあると考えております。
そのため、開発行為の審査担当の皆さまにおかれましては、特定都市河川法に基づいて雨水浸透阻害行為に許可が必要であることを認識いただき、申請者に対するフォローや周知をお願いできれば幸いです。



■ 特定都市河川について

■ 一級水系における取組の紹介

(1)流域治水プロジェクト2.0

(2)水害リスクの自分事化

流域治水プロジェクト2.0

～流域治水の加速化・深化～

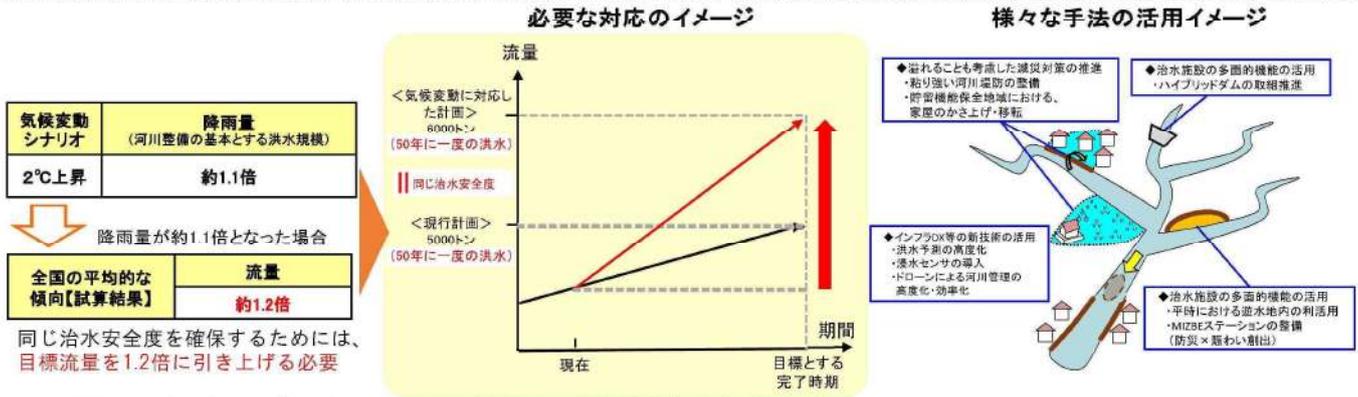
○ 気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化・深化させる。このために必要な取組を反映し『流域治水プロジェクト2.0』に更新する。

現状・課題

- ▶ 2℃に抑えるシナリオでも2040年頃には降雨量が約1.1倍、流量が1.2倍、洪水発生頻度が2倍になると試算
- ▶ 現行の河川整備計画が完了したとしても治水安全度は目減り
- ▶ グリーンインフラやカーボンニュートラルへの対応
- ▶ インフラDX等の技術の進展

必要な対応

- ▶ 気候変動下においても、目標とする治水安全度を現行の計画と同じ完了時期までに達成する
- ▶ あらゆる関係者による、様々な手法を活用した、対策の一層の充実を図り、流域治水協議会等の関係者間で共有する。



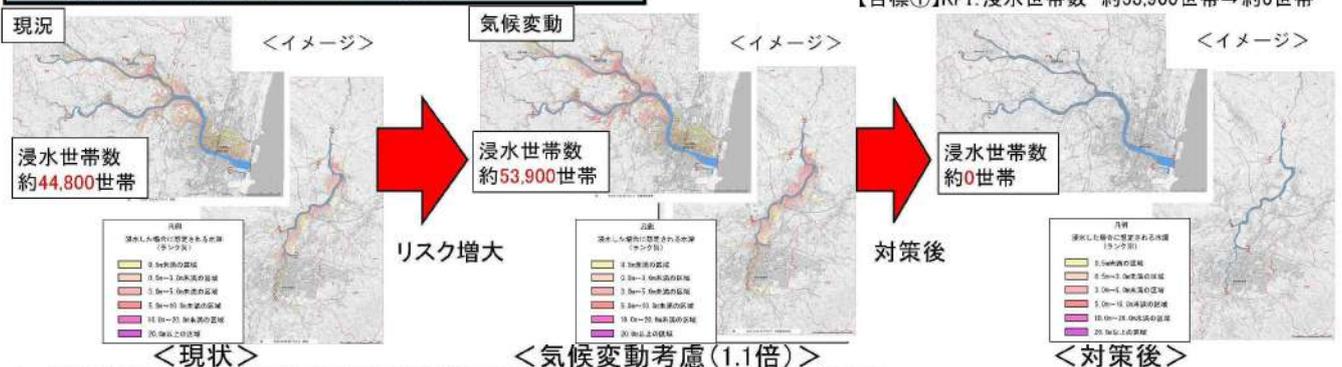
※現行の計画と同じ完了時期までに目標とする治水安全度を達成するため、様々な手法を活用し、集中的に整備を進めることが必要

⇒現在の河川整備計画に基づく対策や流域における各取組を推進するとともに、気候変動を踏まえて追加で必要となる対策案の詳細については、更に議論を深めていく。

気候変動に伴う水害リスクの増大

○ 気候変動による降雨量増加後の河川整備計画規模の洪水(H17.9洪水)が発生した場合、大淀川流域では浸水世帯数が約53,900世帯(現況の約1.2倍)になると想定され、事業の実施により、浸水被害が解消される。

■気候変動に伴う水害リスクの増大



▶ 上図は、大淀川、本庄川、深年川、鞍北川、沖水川、庄内川に於ける現況の河況・洪水調整施設後の整備状況及び流域治水プロジェクト2.0に位置付けている国が実施する氾濫を防ぐ・減らす対策を実施後の状況を踏まえたうえで、氾濫した場合の浸水の状況を、シミュレーションにより予測したものです。

▶ なお、このシミュレーションの実施にあたって、国管理区間以外の支川においては、決壊による氾濫は考慮しておらず、溢水・越水のみを考慮しています。また、高潮及び内水による氾濫等も考慮していません。

■水害リスクを踏まえた各主体の主な対策と目標

【目標①】気候変動による降雨量増加後のH17.9洪水規模に対する安全の確保

大淀川本川：河口(0.0k)～大岩田橋(78.95k)

種別	実施主体	目的・効果	追加対策	期間
氾濫を防ぐ・減らす	国	約53,900世帯の浸水被害を解消	河道掘削・堤防整備 赤松架け 洪水調停施設の整備 既存施設の名称活用	令和30年
	市町村	河川への支出抑制 市街地等の浸水の防止	既存ストックを活用した許容機能の確保	-
被害対象を減らす	市町村(2市2町)	防災まちづくり	立地適正化計画の策定・見直し	-
	国	操作の現実性による浸水被害の軽減	治水施設の適期操作・監視	令和5年
被害の軽減・早期復旧・復興	国	災害対応や避難行動等の支援	洪水予測の高度化	令和5年
	市町村	避難行動の支援	ハザードマップの更新・周知	-

【目標②】宮崎市における内水被害の軽減(1/10規模降雨の雨水出水による浸水被害を防止) 郡城市における内水被害の軽減(1/7規模降雨の雨水出水による浸水被害を防止)

種別	実施主体	目的・効果	追加対策	期間
氾濫を防ぐ・減らす	宮崎市 郡城市	内水の排除	浸水対策事業(内水)の推進	-
被害対象を減らす	宮崎市 郡城市	防災まちづくり	雨水出水浸水被害軽減域、計画降雨浸水防止区域の作成	令和5年
被害の軽減・早期復旧・復興	宮崎市 郡城市	避難の確保	雨水出水浸水想定区域の作成	令和5年

大淀川流域治水プロジェクト【位置図】

R6.3(2.0策定)

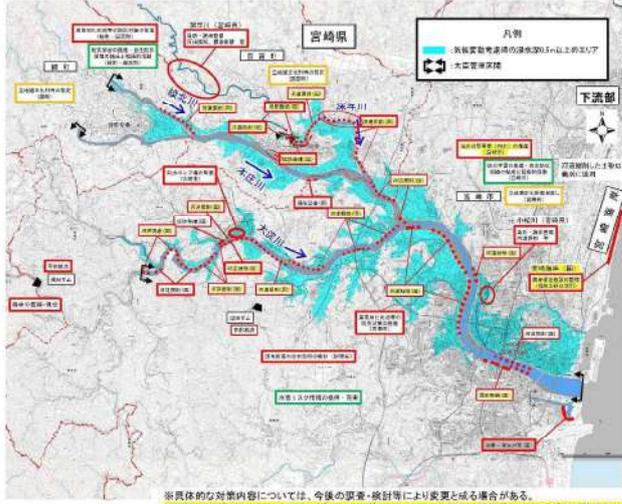
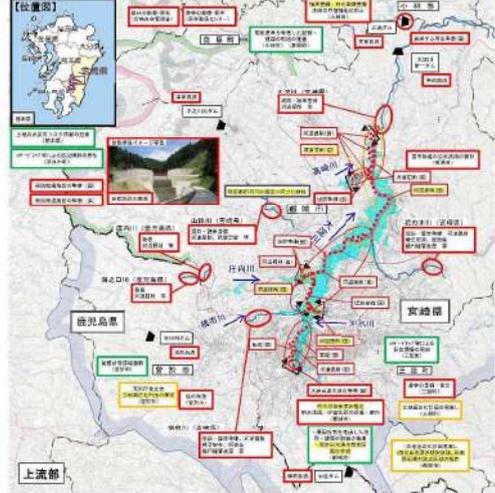
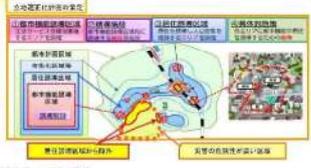
～都市化の進む流域において総合的な治水対策を一層推進し、浸水被害を軽減～

- H17.9洪水では、戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したこと等を踏まえ、以下の取り組みを一層推進していくものとし、更に国管理区間においては、**気候変動（2℃上昇時）を考慮した戦後最大洪水であるH17.9洪水が流下する場合においても、現行の治水安全度を確保し、洪水を安全に流下させることを目指す。**
- 堤防整備や河道掘削等の事前防災を引き続き推進し、洪水時の急激な水位上昇を抑制するため、遊水機能を有する土地や歴史的な治水対策の保全を図る。また、**流出抑制対策の検討や特定都市河川浸水被害対策法の適用の検討、立地適正化計画制度における防災指針の作成等、流域市町村が一体となった防災・減災対策を図る。**

- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策**
- ・河堤掘削、堤防・護岸整備、粘り強い河川堤防の検討、洪水調節施設の整備・検討、岩瀬ダム再生事業、活岸事業等の連携等
 - ・流域治水対策（林野部局との連携強化）
 - ・砂防固保施設の整備
 - ・内水対策（下水道等の排水施設の整備・修繕）
 - ・流域の雨水貯留機能の向上（水田の貯留機能の向上、農業用ため池等の防災対策の推進、雨水浸透・雨水貯留施設の設置促進・案内、国有財産の治水活用の検討等）
 - ・森林の整備・保全、治山施設の整備
 - ・利水ダム等14ダムにおける事前放流等の実施、体制構築（関係者：宮崎県、宮崎市、都城町、豊後市、志布志市、九州電力、土地改良区など）
 - ・既存施設の有効活用検討



- 被害対象を減少させるための対策**
- ・土地利用規制・誘導（災害危険区域等）
 - ・立地適正化計画の策定・見直し
 - ・土砂災害警戒区域等の指定による土砂災害リスク情報の充実化
- ※今後、関係機関と連携し対策検討



- 被害の軽減・早期復旧・復興のための対策**
- ・水害リスク情報空白域の解消のため、浸水想定区域の作成検討
 - ・雨水出水浸水想定区域図等の作成（タイムライン等迅速な避難）に関する取組
 - ・マイ・タイムラインや住民が利用しやすいハザードマップの作成促進
 - ・ハザードマップを活用した防災訓練の実施促進
 - ・防災準備の推進・自主防災組織の結成と積極的活動
 - ・要配慮者を考慮した避難・誘導の取組の推進
 - ・避難場所等環境整備支援等
 - ・排水機場の遠隔操作・監視
 - ・洪水予測の高度化
- ※今後、関係機関との連携し対策検討



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
※流域治水プロジェクトの進捗に追加した対策については、今後河川整備基本方針及び河川整備計画の進捗により具体的な対策内容を検討する。

大淀川流域治水プロジェクト

R6.3(2.0策定)

氾濫を防ぐ・減らす	被害対象を減らす	被害の軽減・早期復旧・復興
<p>○気候変動を踏まえた治水計画への見直し（2℃上昇下でも目標安全度維持）</p> <p>＜具体の取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動を考慮した河川整備計画に基づくハード対策（河道掘削、堤防整備、粘り強い河川堤防の検討、洪水調節施設の整備・検討、既存施設の有効活用検討） ・内水対策事業の推進 ・流域治水対策（林野部局との連携強化） ・海岸事業等の連携 <p>○既存ストックの徹底活用</p> <p>＜具体の取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の有効活用検討 	<p>○溢れることも考慮した減災対策の推進</p> <p>＜具体の取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画の策定・見直し ・雨水出水浸水想定区域、計画降雨浸水防止区域の指定 <p>○土砂災害防止法に基づく警戒避難体制づくりの推進</p> <p>＜具体の取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域等の指定による土砂災害リスク情報の充実化 	<p>○気候変動を踏まえた治水計画への見直し（2℃上昇下でも目標安全度維持）</p> <p>＜具体の取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイムライン等迅速な避難に関する取組 <p>○流域対策の目標を定め、役割分担に基づく流域対策の推進</p> <p>＜具体の取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水出水浸水想定区域図の作成 <p>○インフラDX等の新技術の活用</p> <p>＜具体の取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水機場の遠隔操作・監視 ・洪水予測の高度化

※上記の他、特定都市河川の指定に向けた検討を実施。



■ 特定都市河川について

■ 一級水系における取組の紹介

(1) 流域治水プロジェクト2.0

(2) 水害リスクの自分事化

231207_第六十六回河川分科会資料より

#1



資料7

「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」とりまとめについて

水管理・国土保全局 河川計画課
令和5年12月7日

「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす
流域治水の自分事化検討会」とりまとめ

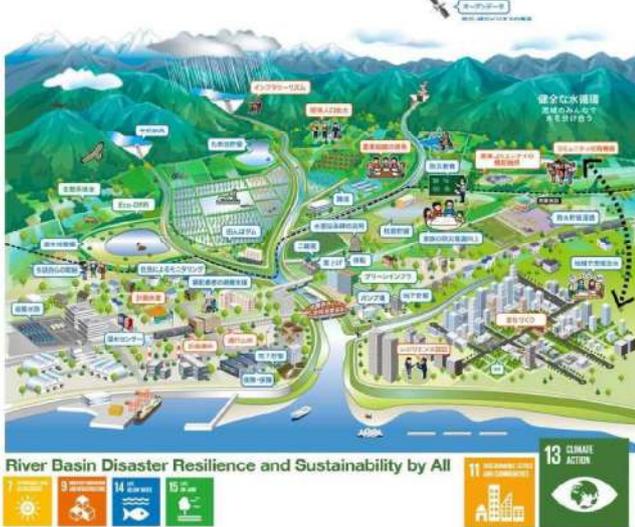
#4

3. 流域治水の推進に向けた議論 (自分事化に向けた背景)

by ALL の流域治水

2℃の気温上昇時、洪水ピーク流量は2割増(4℃上昇時4割増)。河川区域の対策だけでは対応できない。流域のみんなで、自然、産業を含め文化として治水に取り組む

- ◎ 持続的に開発しつつも社会的機能を維持しながら災害に備える二刀流方式
- ◎ 人と人、自然と人、自然と自然のつながり
- ◎ 流域を俯瞰した取り組み(山川海全部含めて流域治水)



自分事化のきっかけは様々

河川の利用や生態系保全の取り組みから始めることも
※社会がスローダウンすると自分事と感ずる。
(計画運休、休業、道路の通行止めなど)



流域で Well-Being

流域の、地域の一人一人の幸福 (Well-Being) の実現を目指す、明るく建設的なビジョンを持つことが重要。地方公共団体がまちづくりを行う上でも、賑わいや利便性の構築、コミュニティの強化などとともに、水災害に対して強靱であることが持続可能な開発につながるという認識を地域で共有できるかが鍵。

気候変動緩和の取り組みも流域治水

「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす
流域治水の自分事化検討会」とりまとめ

#2

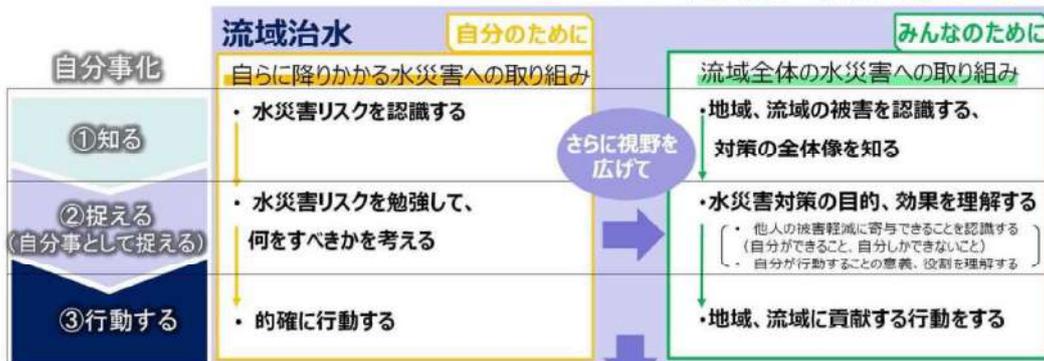
1. 流域治水推進上の背景・課題

水災害リスクの自分事化

住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え主体的に行動する。

流域全体の水災害への取り組みへ

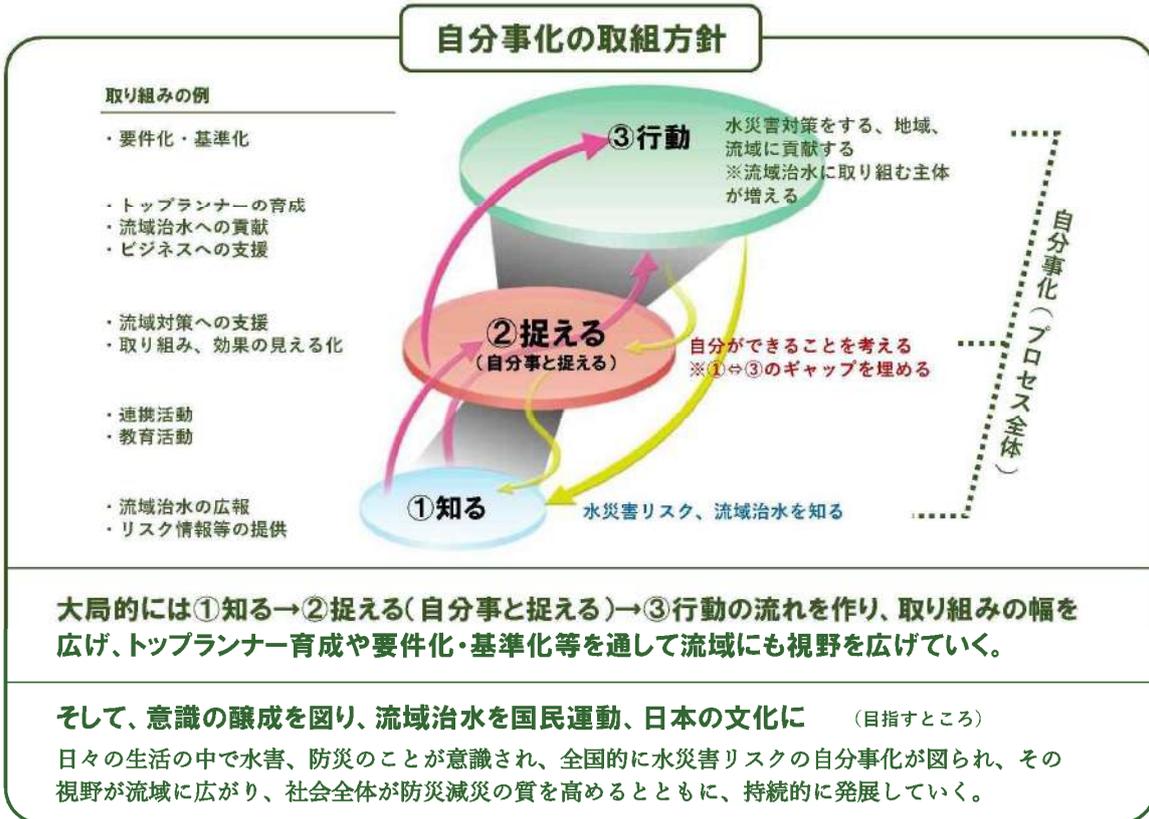
水災害から自身を守ることからさらに視野を広げて、地域、流域の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進する。



持続的な発展、ウェルビーイング

水災害のリスクを知り、行動につなげていく上では、それを自分のこととして捉える「自分事」が課題。
さらにその視野を流域に広げ、流域治水に取り組む主体を増やしていくことが重要。

検討会を設置して議論、とりまとめ



#3 自分事化に向けた取組のフォローアップ例



大淀川水系流域治水協議会(宮崎県)

結果報告: 具体的取り組み事例について取り上げつつも、参加団体数や参加者数等の定量的数字を把握し記入。

流域にも視野を広げる
(自分のためにも、みんなのためにも)

水災害・流域治水の広報

- 宮崎県防災の日、防災週間における普及・啓発

- 懸垂幕やポスター等で土砂災害に関する啓発活動を実施

教育活動

- 防災士養成研修の実施 (R5.4月末時点 県内の防災士6,674人)
- 学校、自治会、企業等への防災士出前講座の実施 (年120回程度)
- 小中学校や地区住民への防災教育や流域治水などに関する出前講座の開催 (土砂災害防止教室 R5: 県内33校 1,438人) → 流域治水に関する出前講座の実施 R5: 県内5校 120人(内数) (土砂災害防止講座 R5: 県内25地区 1,197人)

リスク情報等の提供

- 防災情報共有システムによる防災情報の共有

- 洪水浸水想定区域図の作成
- 土砂災害警戒区域等の公表

計画策定

- マイハザードマップ作成支援 (R5: 県内2地区で実施)

①知る機会を増やす

水災害のリスクや、流域治水について知る機会を増やしていく。

②自分事と捉えることを促す

水災害のリスクが自分事と捉えられ、流域に視野を広げられるよう、行動に向けた状況を提供する。

③行動を誘発する

流域治水に取り組む主体が増える

水災害対策や、流域治水に関して民間に取り組む主体が増えるよう、個人、企業、団体の行動を誘発していく。

31